

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 3 日

液化石油ガス販売事業者 各位
保安機関 各位
充てん設備事業者 各位

沖縄県商工労働部産業政策課エネルギー対策班

液化石油ガス法同法施行規則第 132 条の報告について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 132 条の規定により、液化石油ガス販売事業者及び保安機関、充てん事業者は、毎事業年度経過後三月以内に、保安業務状況等を報告することが義務付けられています。

つきましては、下記のとおり、報告いただきますようお願いいたします。

記

1 報告の対象期間

報告対象期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

2 提出書類（報告様式）

上記期間で下記対象の事業の様式に必要な事項記入してください。

- (1) 液化石油ガス販売 …添付の様式 1 参照
 - (2) 保安機関 …添付の様式 2 参照
 - (3) 充てん設備 …添付の様式 3 参照 ※充てん設備を所有している事業者のみ
 - (4) 認定販売事業者 …添付の様式第 27 ※販売事業に認定を受けている事業者のみ
- 注）報告書様式電子データは、産業政策課 HP から取得できます。

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/keizai/1009879/1024873/1012093.html>

3 報告方法（以下のどちらかの方法にて報告ください。）

- (1) FAX にて提出 : 0 9 8 - 8 6 6 - 2 4 4 0
- (2) E-mail にて提出 : aa055204@pref.okinawa.lg.jp

4 報告期限：令和 8 年 6 月 30 日（火）まで

5 その他

すでに令和 7 年度報告を提出されている事業者におかれましては、本状による対応は不要です。

沖縄県 商工労働部 産業政策課 エネルギー対策班 液化石油ガス担当 TEL 098-866-2330 FAX 098-866-2440
